

ゼロカーボンシティ白山ロゴマーク使用に関する基本原則

令和5年8月31日

市民生活部長決裁

(趣旨)

第1条 この基本原則は、ゼロカーボンシティ白山ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 ロゴマークの使用に係る管理事務は、市民生活部環境課ゼロカーボン推進室が行う。

(使用できる者)

第3条 ロゴマークは、ゼロカーボンシティ白山への賛同者であることを証する目的と認められる範囲内で、白山市及び事業者等(以下「使用者」という。)が使用することができる。

(使用の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合、ロゴマークを使用することはできない。

- (1) 営利を目的(寄付金の募集などを含む。)とする場合
- (2) 政治的、宗教的その他特定の主張を行うことを目的とする場合
- (3) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (4) 白山市の信用または品位を害するおそれがある場合
- (5) 第三者の利益を害するおそれがある場合
- (6) 反社会的であると認められるおそれがある場合
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的な使用を目的とする場合
- (5) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を白山市が支援または公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民生活部長が不適切と認めた場合

(使用の申請)

第5条 使用者は、使用の都度、事前にロゴマーク使用確認書を提出するものとする。ただし、白山市がロゴマークを使用する場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する際は、ロゴマーク使用ガイドラインを遵守し、前条に基づき申請した使用目的等のみに使用すること。

附 則

この基本原則は、令和5年8月31日から施行する。